

【手順 8】 リスクアセスメント、保護方策の実施内容を文書化する。

一連のリスクアセスメント手順を終える（手順を繰り返す場合も含めて）までに、これまで実施してきた手順と達成した結果を文書化します。なお、決まった書式はありません。

・ 文書化の目的

- ① 機械の使用者や、公的機関などから機械の安全性をどのように確保しているかを要求された時に、提示することができるようにするため。
リスクアセスメントを正しく実施し、安全な機械であるという事実を第三者に証明する場合に必要な裏付けを残すため。
- ② 機械自体への対策でリスク低減できなかった残留リスクを明確にし、使用者へ使用上の情報としての的確に伝え、警告するため。
- ③ 今後のリスクアセスメント実施に際して参考にするなど、ノウハウを蓄積するため。

・ 具体的な実施方法

記録する項目は以下の例を参考にします。リスクアセスメント実施時の帳票が使えます。帳票の項目に載らなかった事項や、機械の図面や仕様書等については別紙で添付します。

【記録する項目の例】

- (1) リスクアセスメント実施日（期間）、実施責任者、実施担当者
- (2) 機械の名称、型式（機械を特定できるもの）
- (3) 機械の機能および構造上の特徴
 - a) 機械の機能仕様
 - b) 機械に対する安全性要求仕様
 - c) 機械の設計仕様（想定した負荷、強度、安全係数などを含む）
 - d) 取扱説明書に記載されている機械の使用方法
 - e) 合理的に予見できる誤使用
 - f) 機械のライフサイクル段階
- (4) 機械の使用状況の想定と危険源・危険状態の分析結果
 - a) 機械の使用状況の想定（人、作業）
 - b) 特定（同定）した危険源・危険状態
- (5) リスクの見積りとリスクの評価結果
 - a) リスクの見積り・評価・再見積り・再評価の結果
 - b) 判断の根拠に使用した基準類、規格類、データ、データソース
 - c) 使用したデータの信頼性を保証するもの
- (6) 採用した保護方策（リスク低減対策）
 - a) 特定（同定）した危険源に対して実施したリスクの除去または低減方策
 - b) 残留リスクの内容（使用上の情報）と、その使用者への周知内容および方法
 - c) 残留リスク対策の実施内容等
- (7) 最終判定
 - a) 適切なリスク低減が行われたか否かの最終的な判定結果